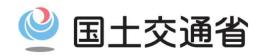
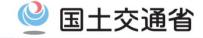
# 社会実験の実施概要について



# (1)社会実験の実施概要について



「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の<u>最終とりまとめ</u>をうけて 実施するIT重説社会実験の概要は以下に示すとおり。



○社会実験の期間

平成27年8月31日から平成29年1月末まで

(平成27年1月末に公表された『検討会最終とりまとめ』から最大2年間)

- ※ 社会実験の開始後は、半年に1回程度、検証検討会を開催し、社会実験の結果を検証すること とし、検証の状況によっては、社会実験の期間を短縮することとする。
- ○対象とする取引

賃貸取引、法人間取引

- ※ 個人を含んだ売買取引については社会実験の対象外。
- ○社会実験において活用する情報ツール

テレビ会議等(テレビ会議やテレビ電話(スカイプなど)など、動画と音声を同時に、かつ双方向でやり取りできる システム等一般をいう)

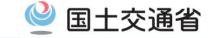


○事業者の登録

社会実験に参加する登録事業者は303社。

(当初登録は246社。平成28年4月に事業者の追加募集を行い、平成28年5月25日に57社が追加登録された。)

# (2)社会実験における実施の流れと登録事業者の責務



#### | T重説実施における流れと各段階での事業者の責務|

## 実施前の責務

- ○同意の取得
  - ・説明の相手方
  - ・貸主・売主
- ※証跡が残る方法であれば、 メールでも可能。
- T環境の確認

説明の相手方が利用する 機器やソフトウェアが丨 T重説実施可能か確認。

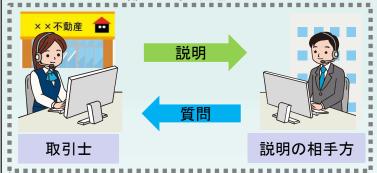
○重要事項説明書の 事前送付

## 実施中の責務

○録画・録音の実施



- ○宅地建物取引士証の提示
- ○説明の相手方の本人確認
- ○ⅠT重説の実施



## 実施後の責務

- ○情報管理
- ○実施報告
  - ・定期報告(月次での実施回数)
  - 随時報告(トラブル等)
- ○アンケートの回収
  - <重説直後> 説明の相手方、取引士
  - <重説から半年後> 説明の相手方、宅建業者、 貸主·売主、管理会社
- ○国土交通省等への資料 提出等の対応